

整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
------	-----	----	------	------

受付印	年 月 日	処理事項	申告年月日 年 月 日
	殿	通信日付印	確認印
解散法人の所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話)	従前の事業種目	
(ふりがな)		資本金の額 又は出資金の額	(兆 十億 百万 千 円)
解散法人の名称		資本金等の額	
(ふりがな)		清算人 自署押印	経理責任者 自署押印

年 月 日 解散の道府県民税事業税の地方法人特別税 申告書

事業税		道府県民税	
清算所得金額の総額	課税標準となる清算所得金額	課税標準となる事業税額	地方法人特別税額
⑲	⑳	㉑	㉒
事業税額 (⑳ × 100)	⑳	㉑	㉒
計	㉓	㉔	㉕
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額	㉖	㉗	㉘
この申告により納付すべき事業税額 ㉑ - ㉒ - ㉓	㉔	㉕	㉖
地方法人特別税	㉗	㉘	㉙
課税標準となる事業税額	㉚	㉛	㉜
地方法人特別税額 (㉚ × 100)	㉛	㉜	㉝
計	㉞	㉟	㊱
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額	㊲	㊳	㊴
この申告により納付すべき事業税額 ㉚ - ㉛ - ㉜	㉝	㉞	㉟
解散登記の日	年月日	東海	特別区分の課税標準額
残余財産確定の日	年月日	京	同上に対する税額 × /100
この申告に係る残余財産分配予定日	年月日	都	市町村分の課税標準額
利息割戻額	㊵	計	同上に対する税額 × /100
予納額	㊶	東	特別区分の課税標準額
控除した金額 (と㊵のうち少ない額)	㊷	海	同上に対する税額 × /100
控除することができなかった金額 ㊵ - ㊷	㊸	京	市町村分の課税標準額
既に還付を請求した利息割戻額	㊹	都	同上に対する税額 × /100
既還付請求利息割戻額が過大である場合の納付額 ㊹ - ㊸ ( )	㊺	計	利息割戻額の均等割への充当 希望する 希望しない
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㊻	東	予納額
		海	利息割戻額
		京	還付を受けようとする金融機関及び支払方法
		都	銀行 支店
		計	口座番号(普通・当座)
			関与税理士 署名押印 (電話)